



境港管理組合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定に基づき審査を行い、令和元年9月10日付けで提出した「平成30年度境港管理組合歳入歳出決算審査意見書」に付した審査意見について措置を講じた旨の通知があったので公表する。

令和2年4月17日

監査委員 桐林正彦



監査委員 大國羊一



決算審査意見書に付した審査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

審査意見	講じた措置
<p>日本海側拠点港としての利用拡大について</p> <p>境港は、日本海側拠点港としての施設整備等が進められており、我が国唯一の日・韓・ロを結ぶ国際定期貨客船（DBSクルーズ）や国内RORO船、大型クルーズ船などに対応した物流・人的ネットワークの拠点として、機能集約化した旅客・物流ターミナルの整備中であり、令和2年春に供用を開始する予定である。</p> <p>平成28年度から境港～敦賀港～苫小牧港の内航RORO船トライアル輸送の実施など定期航路化の推進に向けた取り組みを行ってきたところである。平成30年7月豪雨により瀬戸内側の輸送ルートが遮断されたことから、大規模自然災害時の代替輸送手段として海上輸送への期待が高まったところである。平成31年4月から定期航路化された敦賀港～博多港の航路で境港への寄港が実現すれば、災害に備えた物流ルートの重層化が図られるとともにCO2削減などの環境負荷の低減や長距離ドライバー不足への対応など様々な効果も期待されることである。</p>	<p>境港の将来貨物量はバイオマス発電所の立地に伴う林産物の増加などにより、さらなる増加が見込まれており、また、世界的なクルーズ人口の増加を背景としてクルーズ客船の寄港も増加するものと見込んでいます。</p> <p>こうしたなか、竹内南地区貨客船ターミナル整備事業の完成を契機に、港湾区域内での貨物と客船の機能分担により、港湾施設のさらなる効率的な活用を図ってまいります。</p> <p>また、新ターミナルの供用開始の効果を最大限発揮するためには、内航RORO船やクルーズ客船の誘致をさらに強化する必要があります。</p> <p>内航RORO船については、「境港内航RORO開設推進協議会」との連携により、荷主企業、物流企業を含む民間と境港管理組合がワンチームとなって、九州航路（敦賀～博多）の途中寄港にむけて船社への働きかけを強化していきます。</p> <p>クルーズ客船については、境夢みなとタ</p>

現在、ふ頭用地の不足によりバースで原木・リサイクル貨物等が混在しており、非効率な荷役となっている。また、大型船対応岸壁が不足しているため沖待ちも発生しているところである。来春の新ターミナルの供用により大型岸壁、ふ頭用地が確保され、貨物の種別ごとの集約が可能となり、港湾区域内での一層の機能分担が図れる見込みである。

については、関係機関との連携を一層密にしなが、人流・物流両面にわたるポートセールスを積極的に行うなど、現在進めているふ頭再編の効果が最大限発揮できるよう、境港の利用拡大につながる取組みを進められたい。

一ミナルの指定管理者や、鳥取・島根両県観光部局、観光関係団体と連携し、新ターミナルでの円滑な受入れや海外での展示会への出展やキーマン招聘などの誘致活動を強化していきます。

併せて、新ターミナルを核とした周辺施設と連携した地域の賑わいづくりを地元境港市を中心に取り組んでいきます。

こうした人流・物流両面にわたる取り組みを積極的に展開し、日本海側拠点港としての利用促進を図っていきます。